

令和7年6月10日

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘 殿

座間市情報公開審査会

会 長 山 田 学



座間市情報公開条例第11条第1項の規定に基づく処分に係る審査請求
について（答申）

令和7年4月28日付け座教総発第10号で諮問のあった標記のことについて、次の
とおり答申します。

第1 座間市情報公開審査会の結論

座間市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和6年8月26日付けで
行った行政情報非公開決定（以下「本件処分」という。）を維持する。

第2 審査請求及び諮問に至る経緯

1 行政情報の公開の請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、令和6年8月17日、座間市情報
公開条例（平成16年座間市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1
号の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政情報について公開を求める請求
（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 2024年度の座間市教育委員会会議のうち、全教科の教科書採択を審議・決
定した日（7月26日）の録音

2 本件処分

実施機関は、令和6年8月26日、本件請求に係る行政情報に対し、次のように
判断し、本件処分を行い、請求人に通知した。

- (1) 本件請求に係る行政情報（以下「本件情報」という。）が不存在であるため非
公開。

なお、非公開とした本件情報の不存在の理由を「不保有」としている。

3 審査請求

請求人は、令和6年9月20日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成

26年法律第68号)第2条に基づき、審査庁たる座間市教育委員会に対し、本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

4 諮問

審査庁たる座間市教育委員会は、令和7年4月28日、座間市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して諮問を行った。

第3 請求人の主張

請求人の主張は、請求人が提出した審査請求書及び反論書から、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分に対し、実施機関に問い合わせたところ、本件情報については、保存期間に定めのない「取得した電子情報等」として、会議録作成後に消去したとの説明を受けたが、会議録作成のために一定期間保有したにもかかわらず、文書不存在の理由を「不保有」としたことで、本件情報の取扱いの経過や状況に関して、請求人は、存在していないのか、または存在していたが破棄したのかを適切に判断することができず、本件処分の理由の提示として不備である。
- 2 平成4年12月10日最高裁判所判決では、情報公開請求に対する非公開決定における理由提示について、「非開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保して、その恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たもの」とされていることから、実施機関は、請求人が審査請求に関して適切な判断ができる情報や理由の提示はすべきである。
- 3 令和6年7月26日開催の教育委員会会議に係る本件情報について、同年8月17日に情報公開請求を行ったが、消去までに20日程度とする期間は、他自治体と比して早すぎる。

座間市教育委員会会議規則(昭和31年座間市教育委員会規則第2号。以下「会議規則」という。)では、第10条第2号において「前回会議録の承認」が規定され、また、第23条において「会議録に記載した事項に関して委員中に異議があるときは、教育長は、これを会議にはかつて決定する。」と規定されている。

よって、実施機関が、保存期間の定めがない本件情報を消去する時期に関して、会議録作成における決裁権者の承認日までとする運用は不合理である。

- 4 行政情報としての会議録の作成に当たって取得した一時的な録音データであったとしても、会議録の内容が正確かつ適当であるか検証するために一定期間保存する必要がある。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、弁明書の内容から、おおむね次のとおりである。

- 1 行政情報による事務については、座間市文書管理規程（昭和47年訓令第7号。以下「規程」という。）第1条において、「行政情報による事務の標準化及び合理化を図り、事務を適正かつ迅速に処理すること」と規定している。
- 2 行政情報の保存期間については、規程第32条に規定され、同条第6項には、保存期間の例外規定として「文書主任が常時使用する行政情報として必要と認めるものについては、必要な期間保管することができる。」とし、同条第7項には、「行政情報の作成に当たって、補助的若しくは一時的に作成し、又は取得した電子情報等及び文書については、前項の規定に準じて取り扱うものとする。」と規定している。
- 3 本件情報は、保存すべき行政情報としての会議録の作成に当たり一時的に取得した電子情報等であり、あくまで会議録を作成するための補助資料としての役割を期待するものである。
- 4 会議録の作成に当たって取得した録音データについては、決裁権者が承認するまでの期間に限り保存する運用としている。

なお、座間市教育委員会事務決裁規程（昭和58年座間市教育委員会訓令第1号。以下「事務決裁規程」という。）第4条第1項別表第1に基づき、会議録は「教育委員会の議案及び協議事項の作成」とし、決裁権者は教育長である。

- 5 本件情報は、決裁権者の承認日（令和6年8月16日）をもって消去しており、本件請求のあった同月17日は不存在であった。
- 6 本件処分の理由を付記しなかったことについては、今後、具体的な理由を示し、説明責任を果たしていく。
- 7 録音データを含む保存期間の定めのない行政情報の取扱いについては、各自治体が自主的に制定する例規であることから、参考意見として受け止める。

第5 審査会の判断

実施機関と請求人との間における本件の争点をめぐる諸問題に対し、本審査会は、次のとおり判断する。

1 本件情報について

本件情報は、条例第2条第2号において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定される電磁的記録としての行政情報であるが、将来的に行政情報となる会議録の作成に当たって、一時的に取得した補助資料としての保存期間の定めがない行政情報である。

2 争点

実施機関は、本件情報が規程第32条第6項及び第7項に該当する行政情報であることを踏まえつつ、行政情報としての会議録作成のために一時的に取得した保存期間の定めがない本件情報について、事務決裁規程に基づき決裁権者の承認の後に消去する運用の中で、本件請求の時点で、本件情報が不存在であったことから、「不保有」として本件処分を行った。一方で、請求人は、実施機関が本件情報を一定期間保有した後に消去したにもかかわらず、非公開とする理由を「不保有」とし、請求人が審査請求に関して適切な判断をする具体的な理由の提示がないことは違法であるとし、また、会議規則に基づき、会議録の内容が正確かつ適当であるか検証するために一定期間保存する必要があると主張している。

本件処分に関しては、録音データを含む保存期間の定めのない行政情報の取扱いを踏まえ、非公開理由を付記しなかったことを不備とするか否かについて、条例の解釈及び運用に照らしてその適合性の判断をするべきものである。

したがって、争点は、本件処分の条例第11条第4項の該当性である。

3 本件処分の条例第11条第4項の該当性について

(1) 条例第11条第4項の基本的な考え方

条例第11条第4項では、「公開の請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しない旨の決定（当該行政情報を保有していないときの決定を除く。）をした場合においては、実施機関は、その理由をこれらの規定により通知する書面に付記しなければならない。」と規定している。

解釈及び運用基準では、「公開の請求に係る行政情報の全部又は一部を公開しないときは、非公開とした理由を十分に検討し、決定通知書に理由を客観的に理解できるように記入しなければならない。」とするほか、「非公開の理由は、公開請求者が決定に対する審査請求をする際に必要なものであるため、理由の付記は公開請求者の審査請求に対する権利を確保するために必要な措置」としている。

また、「理由の付記は、適法に非公開決定をするための要件でもあり、これを欠くもの又は不明確なものは、瑕疵ある処分とみなされることがある。」としている。

(2) 本件処分の条例第11条第4項への該当性

本審査会は、本件情報について、将来的に行政情報となる会議録の作成に当たって一時的に取得した保存期間の定めのない電磁的記録における補助資料としての行政情報であると整理する。

また、本審査会において、本件情報の所在について審査庁へ聞き取りをする中で、本件情報が既に消去されていることを審査庁が確認している旨の報告を受けている。

実施機関は、会議録作成に係る決裁権者の承認後に保存期間の定めのない本件

情報を消去したことで、本件請求に対する判断を「不保有」とし、本件処分が条例第11条第4項括弧書きの「当該行政情報を保有していないときの決定を除く。」に該当するものと判断したことにより理由を付記しなかったと解するところであり、直ちに条例に違反するものではないと考える。

しかしながら、本件情報の取扱いに関して、実施機関の運用に合わせた時期に消去されていたことにより、本件請求の時点では保有していなかったが、一時的に保有していた事実を請求人に伝えなかったことは、情報公開制度の趣旨に鑑みて、実施機関の対応は適切であったとはいえない。

「3(1) 条例第11条第4項の基本的な考え方」に記載のとおり、本件請求の時点で「不保有」と判断して本件処分を行った場合であっても、実施機関は、本件情報に関する経過や状況を付記すべきであったものと判断する。

本件情報は既に消去されていること、また、実施機関の弁明書において、「今後、同処分の具体的な理由を示し、説明責任を果たしていく。」として、請求人の主張を受け止めていること等を踏まえ、本件処分を維持するものとするが、情報公開制度の趣旨に鑑みると、実施機関は、本件情報を求める請求人への配慮が欠如していたと考える。

なお、本件審査請求を踏まえ、情報公開制度の円滑な運用に向け、録音データ等を含む保存期間の定めのない行政情報の取扱いについて、十分な説明責任を果たすことができる慎重な運用を目指すとともに、関連する根拠例規等と一定の整合を担保する適切かつ統一的な運用を今後検討する必要があることを付言とする。

4 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 山田学、委員 宮下哲太郎、委員 今西隆彦、委員 田中啓之、委員 宮本恭一

(参考) 答申に至る経過

年 月 日	経 過
令和6年 8月17日	審査請求人が実施機関に行政情報公開請求書を提出
令和6年 8月26日	実施機関が審査請求人に行政情報公開決定通知書を発出 (本件処分)
令和6年 9月20日	審査請求人が審査庁たる座間市教育委員会（以下「審査庁」という。）に審査請求書を提出

年 月 日	経 過
令和6年 9月30日	審査庁が審査請求人に補正について発出
令和6年10月29日	審査庁が審査請求人に弁明書を発出
令和6年11月18日	審査請求人が審査庁に反論書を提出
令和6年12月10日	審査庁が審査請求人に行政不服審査法に基づく口頭意見陳述について通知
令和7年 4月28日	審査会が審査庁からの諮問書を受理
令和7年 4月28日	審査庁が審査請求人に審査会に諮問した旨を通知
令和7年 4月28日	(第34回審査会) 審査庁の職員から諮問内容の聴取 審議
令和7年 4月30日	審査会が請求人に意見書等の提出について通知（提出期限5月13日）→提出なし